

質問に対する回答について

工事名) 仙台東部道路 仙台東部高架橋塗替塗装工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	設計図 10/71 増し塗り塗装面積をご教示いただけない でしょうか。	特記仕様書 1 7 - 3 - 6 (7) 及び設計図 10/71 に基づき算出願います。
2	設計図 63~65/71 落橋防止装置ブラケットですが、塗替塗装の 対象でしょうか。 もし、対象でございましたら数量をご教示い ただけないでしょうか。	P 4 6 の上部工用金具及び桁補強用金具、P 5 2 のブラケットは塗替塗装 (特殊部) の対象です。 数量は設計図より算出願います。
3	設計図 参-18/33 支承詳細図 (17) ですが右側が見切れてお りますので、印刷範囲を再度見直してい ただけないでしょうか。	見切れている箇所については、設計金額の算出に あたり必要不可欠な内容ではありませんので、印 刷範囲の見直しはいたしません。
4	安全衛生保護具 E 化学防護手袋および防護手袋ともに必要 数が 19,688 双ということでしょうか。	そのとおりです。
5	割掛対象参考内訳書 乾式剥離作業用環境対策資機材ですが、塗 替塗装 (支承部) g-3-1 に必要な数量を明示 されておりますでしょうか。 塗替塗装 一般部および特殊部に必要な環 境対策資機材はそれぞれの単価項目に含 みでしょうか。もしくは、協議でしょうか。 ご教示ください。	割掛対象表参考内訳書に関するご質問は受付けて おりません。御社の施工計画に基づき必要な費用 を計上して下さい。 塗替塗装 一般部および特殊部については、過去 の工事实績に基づき、クリーンルームや負圧集塵 機等の「環境対策資機材」が必要な作業と想定し ていませんので計上しておりません。
6	特記仕様書 1 7 - 3 - 6 施工 (5) 塗装さ れている塗料について 塗膜剥離剤塗布量は 0.5kg/m ² で行い、塗 膜除去を行う回数は 2 回を想定してい るとありますが、0.5kg/m ² × 2 回塗布の m ² 当り合計 1 kg 塗布という解釈でよろしい のでしょうか。	そのとおりです。

7	<p>特記仕様書 17-3-6 施工 (7) 増し塗り塗装について</p> <p>増し塗りの数量については、当初設計数量の中に計上されているのでしょうか。もし計上されていないようでしたら、施工数量についてご教示願います。</p>	<p>増塗塗装については、特記仕様書 17-3-8 (1) に記載のとおり、塗替塗装 (一般部) の費用に含まれており、別途設計数量は計上しておりません。</p> <p>増塗塗装の施工数量については特記仕様書 17-3-6 (7) 及び設計図 10/71 に基づき算出願います。</p>
8	<p>橋梁補修用足場の供用月当たり賃料について、単価を開示していただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、月当たり賃料について、この契約単価は「仙台東部道路 荒井橋補修工事」の契約単価 (賃料) を引継ぐものとして積算されているのでしょうか。もしくは、「この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う、橋梁補修用足場及び橋梁上部工補修用昇降足場における足場材の賃料」とあるように、新たに月当たり賃料を設定されて積算されているのかご教示願います。</p>	<p>単価を開示することはできません。</p> <p>月当たり賃料は「仙台東部道路 荒井橋補修工事」の契約単価ではなく、設計図書及び弊社の積算基準に基づき積算しています。</p>
9	<p>塗膜剥離剤塗布量は 0.5 kg/m^2 と記載されていますが、1 回の塗布量が 0.5 kg/m^2、2 回で 0.5 kg/m^2 のどちらでしょうか。</p>	<p>1 回の塗布量が 0.5 kg/m^2 です。</p>
10	<p>湿式剥離作業用の環境対策資機材の設置期間と、それぞれの数量をご教示下さい。</p>	<p>湿式剥離作業については、過去の工事实績に基づき、クリーンルームや負圧集塵機等の「環境対策資機材」が必要な作業と想定していませんので計上しておりません。</p>